

群馬大学理工学部聴講生規程

平成 25 年 4 月 1 日 制定

改正 平成 31 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 群馬大学理工学部（以下「本学部」という。）における聴講生に関する必要な事項は、群馬大学学則及び群馬大学理工学部規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第 2 条 聴講生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第 3 条 聴講生として入学できる者は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者で、本学部が適当と認めた者とする。

(入学志願)

第 4 条 聴講生として入学を志願する者は、次の書類に検定料を添え、学部長を経て学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書
- (4) 勤務先を有する者は所属長の承諾書
- (5) 写真（最近 6 月以内に撮影した上半身脱帽縦 4 c m × 横 3 c m のもの）

2 聴講生の出願期間は、別に定める。

(入学許可)

第 5 条 聴講生の入学は、当該授業科目の授業及び研究に支障がない場合に限り、教授会の議を経て学長が許可する。

2 入学の許可は、所定の期日までに入学料を納めた者について行う。

(在学期間)

第 6 条 聴講生の在学期間は、6 月又は 1 年とする。ただし、事情によっては学長の許可を得て、6 月又は 1 月に限りその期間を延長することができる。

(聴講単位)

第 7 条 聴講生は、原則として一の学期に次の各号に規定する単位に相当する授業を聴講することができる。

- (1) 教養教育科目、日本語科目及び日本事情に関する科目については、6 単位まで。
- (2) 専門教育科目については、10 単位まで。

(試 験)

第 8 条 聴講生に対しては、試験は行わない。

(実験経費等)

第 9 条 聴講生は、指導教員の許可を得て、実験及び研究集会に出席することができる。

2 実験に要する費用は、聴講生の負担とする。

(退 学)

第 10 条 聴講生が在学期間中に退学しようとするときは、学部長を経て学長に願い出て許可を得なければならない。

(許可の取消し)

第 11 条 聴講生として不相当と認められたときは、教授会の議を経て学長が、聴講の許可を取り消すことがある。

(雑 則)

第 12 条 聴講生については、この規程に定めるもののほか、本学部の学生に関する規定を準用する。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。